

新潟市客引き行為等実態調査業務
仕様書

令和6年6月

新潟市市民生活部市民生活課

1 委託業務名

新潟市客引き行為等実態調査業務

2 業務の概要・目的

本市の歓楽街における飲食店等の客引き行為の実態調査を実施することにより、客引き行為等の問題に対する諸施策の基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日とする。

4 業務の内容

(1) 現地事前調査

委託者が指定する別紙1（調査範囲図）において、調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため、現地調査を事前実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討し、実施計画に反映させる。

(2) 実施計画書の作成

本調査実施に伴う調査箇所の確認及び調査工程の立案等を行い、実施計画書（様式不問）を作成する。

(3) 現地調査

委託者が指定する調査範囲及び時間帯において、特定の者に対する客引き行為の内容を、別紙2（調査票）を使用して調査する。

(4) 業務報告書の作成

調査結果を取りまとめ業務報告書を作成する。

5 調査前の準備（協議・実施計画書の作成等）

(1) 受託者は契約の締結後、現地調査の実施日時・実施方法等について委託者と実地確認し、協議を行うこと。

(2) 実施計画の作成

上記の協議終了後速やかに、各調査場所の実施日時・実施方法等を記載した「実施計画書」を作成し、委託者に提出すること。

(3) 調査員に対する研修

受託者は、調査に従事する者に対し事前に調査の実施について必要な教育を万全に行い、調査の目的・内容等について周知徹底すること。研修を実施するに当たり不明点等あれば、その都度委託者に確認すること。

6 現地調査の内容

(1) 調査範囲

別紙1（調査範囲図）参照

(2) 調査日時

調査日 令和6年7月22日（月）から9月13日（金）までの指定した3日間

調査時間 午後9時から午後11時

※木・金・土もしくは休前日を予定。なお、委託者が指定した調査日各日ともに全調査範囲を調査する。降雨や新型コロナウイルス感染状況等により調査に支障があると判断されるときは別途、委託者と協議のうえ決定する。

(3) 調査員の配置数

調査員を2人1組で、各日6人3組以上を配置。調査員の性別については別途協議を行う。

(4) 調査対象

公共の場所（道路等）において特定の者へ客引き行為を行った者の数。

客引き行為者の見分け方は以下のとおりとする。

・飲食店

前掛けをしている者や店のメニュー表などを携えているものが、同一箇所に留まり客引きを行うために通行者に声掛けを行っているものなど。

・カラオケ

店広告看板を持ちながら、客引きを行うために通行者に声掛けを行っている者など。

(5) 調査内容

別紙2（調査票）を使用し調査する。調査方法は巡回調査とし、調査員は客引きとは接さず目視により客引き行為者の数の確認を行い、各エリア30分ごとに調査票に集計し、記載する。なお、調査範囲内から調査範囲外の客引き行為を確認した場合は、調査範囲の客引き回数として計上する。通行人に向かって、相手方を特定することなく、広く呼び掛けているような不特定多数に対する声掛けは調査対象外とする。

(6) 図面データの作成

地図に現地調査実施時の調査員の巡回ルート及び客引き行為があった場所を記録し、図面データを作成すること。

7 成果品

(1) 実施計画書

- | | |
|------|--|
| 内容 | ・ 調査概要
(実施日時、調査範囲、調査員配置、巡回手法、工程表、安全対策等) |
| 提出様式 | ・ A4判に印刷しバインダーに綴じたもの2セット
・ PDFデータ
・ Wordデータ
・ Excelデータ（該当する資料がある場合） |
| 納入場所 | ・ 新潟市市民生活部市民生活課 |
| 提出締切 | ・ 調査を実施する3日間の初日の1週間まで |

(2) 業務報告書

- | | |
|------|--|
| 内容 | ・ 調査概要
(実施日時、調査範囲、調査員配置、巡回手法、工程表、安全対策等)
・ 調査結果資料
別紙2（調査票（日単位））
別紙3（調査票（3日間合計））
※別紙2の様式に3日間の合計値を入力したもの |
| 提出様式 | ・ 6（6）の図面データ
・ A4判に印刷しバインダーに綴じたもの2セット
・ PDFデータ
・ Wordデータ（調査概要）
・ Excelデータ（別紙2・別紙3） |
| 納入場所 | ・ 新潟市市民生活部市民生活課 |
| 提出締切 | ・ 令和6年9月30日（月） |

8 その他

- (1) 調査の実施に当たり必要となる備品等は、受託者が用意するものとする。
- (2) 本調査においては、調査員は目立ちにくい私服を着用するものとし、客引き行為者に警戒心を与えないように記録等は行為者から離れてさり気なく行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (5) この業務を遂行するに当たっては、関係法令を遵守し誠実に業務を遂行すること。

9 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、又は営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和6年6月1日現在）に登録されている者とすることに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。

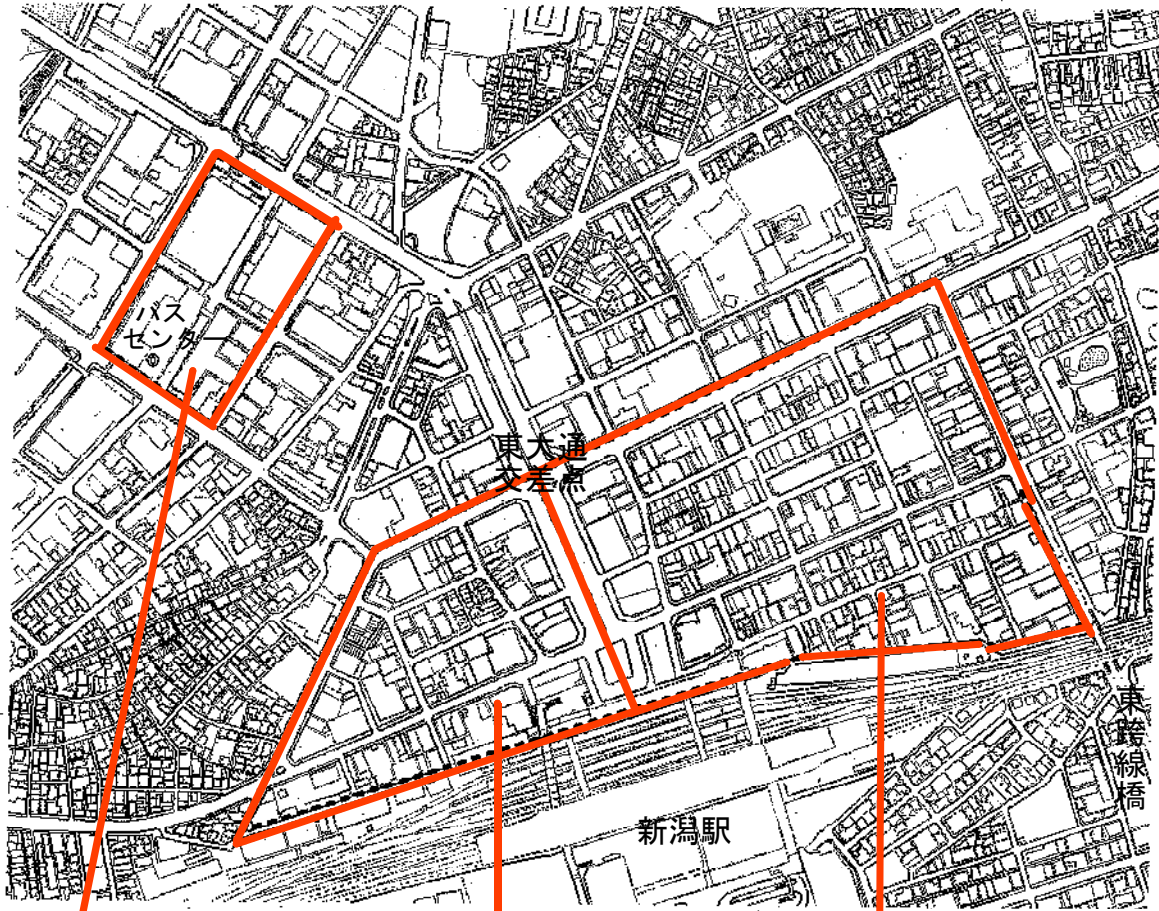
(7) 著作権等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。

新潟駅前・万代地区（第1エリア～第3エリア）



第3エリア

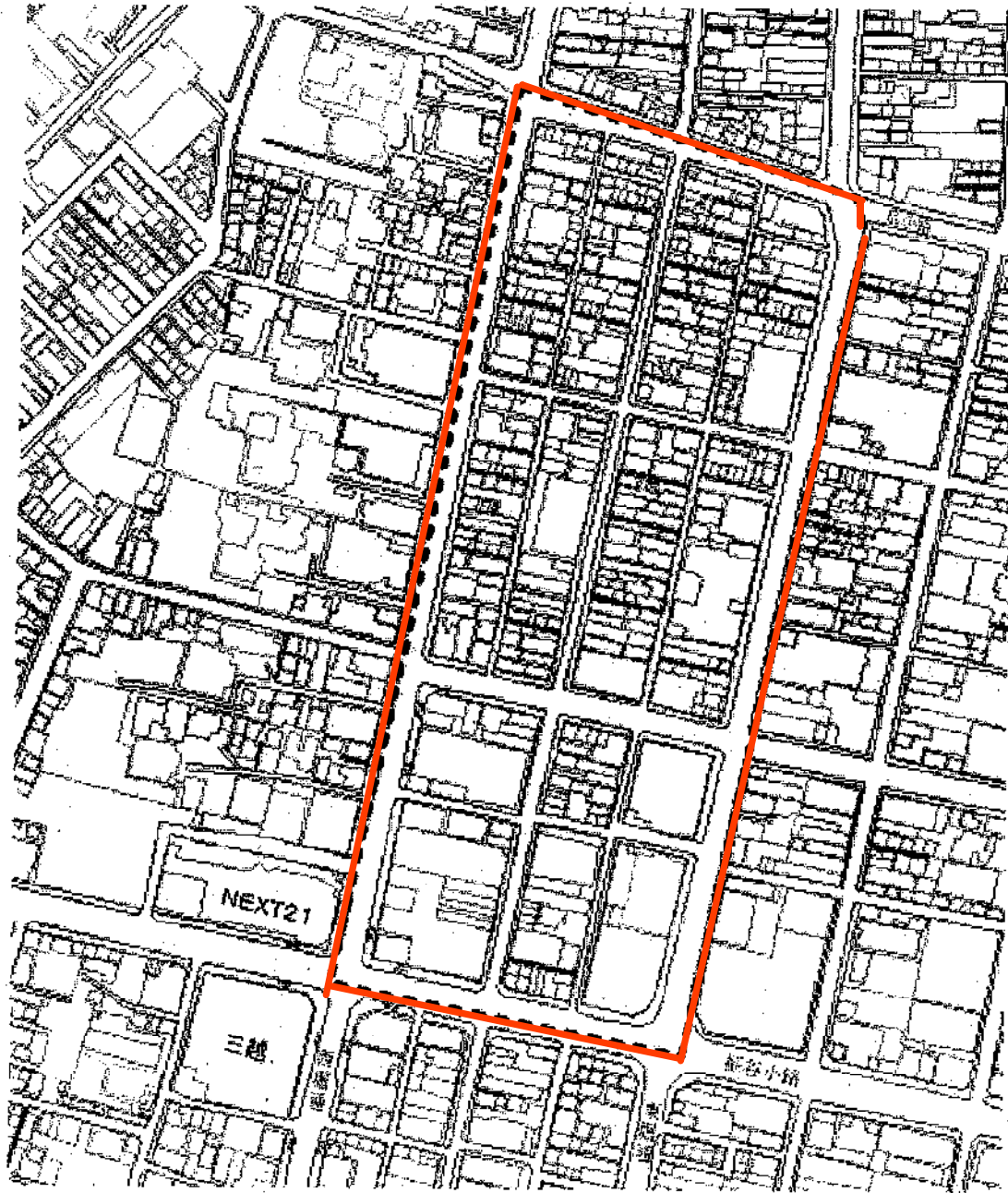
第1エリア

第2エリア

※新潟駅前地区（第1・第2エリア）～弁天1丁目、弁天3丁目、花園1丁目、花園2丁目の一部、東大通1丁目、明石1丁目の一部

※万代地区（第3エリア）～万代1丁目の一部

古町地区（第4エリア）



※古町地区（第4エリア）～西堀前通7番町から9番町、古町通7番町から9番町、東堀通7番町から9番町

けやき通り (第5エリア)

